◇民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三五六号）（法務省）

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和六年三月一日とすることとした。

◇仲裁法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三五七号）（法務省）

仲裁法の一部を改正する法律（令和五年法律第一五号）の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

◇裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三五八号）（法務省）

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第一七号）の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三五九号）（内閣官房）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四三号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和六年五月一日とすることとした。

◇高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第三六〇号）（経済産業省）

1　高圧ガス保安法に基づく認定高度保安実施者の認定及びその更新に係る手数料の額を定めることとした。（第二条の二及び別表第二の二関係）

2　この政令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七四号）の施行の日（令和五年一二月一一日）から施行することとした。

◇ガス事業法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第三六一号）（経済産業省）

1　ガス事業法に基づく認定高度保安実施ガス小売事業者等の認定及びその更新に係る手数料の額を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七四号）の施行の日（令和五年一二月一一日）から施行することとした。

法　律

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第八十七号

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律

（国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正）

第一条　国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第十九条」に、「第二十一条」を「第二十条」に、「―第二十六条」を「・第二十五条」に改める。

第二条第一号中「その他電気通信」の下に「（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号及び第十八条において同じ。）」を加え、同条第二号中「資する電気通信設備」の下に「（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）」を加える。

第六条第一項中「。第十八条第一項において「改正法」という。」を削り、「及び第七項」を「から第七項まで」に改め、「、同条第六項の規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額並びに同条第九項の規定により政府以外の者から出資があったものとされた金額」を削り、同条第二項中「、同条第六号」を「又は同条第四号」に改め、「又は第十八条第一項に規定する信用基金」及び「（同項に規定する信用基金に充てるため必要があるときは総務大臣及び財務大臣）」を削り、同条第三項中「、同条第六号」を「又は同条第四号」に改め、「又は第十八条第一項に規定する信用基金」を削り、同条第四項を削る。

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条　削除

第十二条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、第十八条第六項第一号の規定により委託を受けて行う同条第一項第二号に掲げる業務に従事する者又は従事していた者について準用する。

第十四条第一項第七号中「サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する演習その他の訓練」を「、次の業務」に改め、同号に次のように加える。

イ　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。ロにおいて同じ。）に関する演習その他の訓練を行うこと。

ロ　サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備の管理者その他の関係者に対して必要な助言及び情報の提供を行うこと。